

# 伊達市社会福祉協議会 役員報酬規程

第1条 この規程は、本会の会長及び常勤役員に対する報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。ただし、本会職員を兼務する役員にはこの規程は適用しない。

第2条 この規程の常勤役員とは、常務理事をいう。

第3条 会長及び常勤役員に対する報酬は年俸とし、月割により支給する。

2 前項の外、手当等を支給することができる。

3 報酬及び手当等の額は、予算の範囲内において理事会で定める。

4 役員に就任し、または退任したときの報酬等は、当該月の日割計算によって支給する。

第4条 常勤役員の勤務時間及び休憩・休息时间並びに休日等については本会就業規程に準じる。

附 則

この規程は、平成13年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 2月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。